

# 令和元年度 第1回 川口市社会福祉審議会地域福祉専門分科会会議録

1 日 時 令和元年8月5日(月)  
開会 午前10時00分  
閉会 午前11時10分

2 会 場 本庁舎 2階第3会議室

3 出 席 者

(1) 委 員 (敬省略)

江袋 正敬、大谷 富夫、山喜 光明、大久保 光一、宗像 和子、  
渡辺 隆志、小山 圭三、須賀 幸太郎、安藤 美子、森下 芳樹、  
山崎 豊、布施 晴美

(3) 事 務 局 藤波福祉部長 宮澤福祉総務課長  
小林係長 板橋主査 野口主事

(4) 傍 聴 者 0名

4 会議の概要

区 分	担 当	内 容
1 開 会	事 務 局	開会する旨挨拶する。
2 委 嘱 書 交 付	市 長	江袋委員に委嘱書を交付後、挨拶をする。
3 議 事 議題1	事 務 局	川口市社会福祉審議会条例第4条第2項の規定により、会議が成立していることを報告し、傍聴についての説明をする。
	事 務 局	専門分科会長の選任について、社会福祉法第10条を説明し、委員に意見を求める。
	大 谷 委 員	川口市議会福祉保健常任委員会の委員長であり、福祉行政に精通している江袋委員を委員長に推薦する。
	各 委 員	異議なし。
	江 袋 委 員	就任を了承し、挨拶をする。
議題2	専 門 分 科 会 長	以降、進行を務める。第2期川口市地域福祉計画(後期)の進捗状況について事務局に説明を求める。
	事 務 局	議題2について説明をする。

区 分	担 当	内 容
	専門分科会長	各委員に意見や質問を求める。
	山 喜 委 員	現在人口は60万人を超えるが、民生委員の定数は。
	福祉総務課長	定数は633名である。
	山 喜 委 員	現在598名ということか。
	福祉総務課長	8月1日現在598名である。
	小 山 委 員	計画書の配布先は市政情報コーナー、民生委員等となっているが、地域でみれるよう公民館などで閲覧できるかというのではないか。
	事 務 局	HPからのダウンロードだけではやり方がわからないといった方へ、市政情報コーナーなどで閲覧いただくものである。公民館は各地域に必ず存在する施設で、市民の皆様には計画書を手にとっていただくには大変有効な施設である。しかしながら、今回の印刷部数である千冊は既に手元にないことから増刷を予定している。今後の配布先として検討する。
	小 山 委 員	この配布先は既に配布済みであるのか。民生委員にも渡っているのか。
	事 務 局	一覧に載っているものについては配布済みである。民生委員については7月の役員会にて一斉配付したところではあるが、人によっては未だ渡っていない場合もある。
	小 山 委 員	町会長などには直接渡っているが、民生委員は未だ渡っていない方もいるという認識でいいか。
	福祉総務課長	毎月地区民協という地区の民生委員が集まる会合があり、そこで当該冊子を配布済みであるも、未だ目を通していない場合もある。
	山 崎 委 員	横断的な課題が増えている。総合相談窓口も大切であるが、子ども、障害、高齢者と各分野の相談窓口でもしっかり受け止めてもらう中で、しっかりとバックアップをしてもらいたい。その上で仕組みづくり、全体として総合的な相談体制を構築してもらいたい。福祉避難所では、開所時に必要な物品等はどうなっているか。また、法人後見支援員とはどのようなものか。

区 分	担 当	内 容
	事 務 局	<p>現在行政側にどんな相談でも断らずに受け止める場が非常に重要であり、最終的には高齢者、障害者、子育て関係とそれぞれの相談窓口でなければ専門的な支援を受けられないが、それだけに留まらない複合的な問題を抱えている世帯の相談が増えており、それらを受け止める行政の場が現状無い状態である。まずはそれぞれの相談案件をしっかりと受け止めることはもちろんのこと、関係機関に繋いでいく。この事は、今年度計画書に盛り込み実際複合的な問題を受け止める窓口の創設を検討している。7月の新聞報道で引きこもり等制度の狭間で対応が難しい相談についての検討会を国では行っており、その中間報告では市町村において福祉の相談を丸ごと受け止める断らない相談を実施する必要があるとの方向性が示された。これらのことを最終報告とまとめ社会福祉法の改正案とするようであり、法改正があれば市町村の実施という方向性である。また、これらの課題を行政のみで受け止めればいいとのことではなく、ごみ屋敷などもそうだが行政で立ち入れる領域も限られていることから、地域の課題もを一緒に受け止められる場所も必要であるとの見解であり、地域の課題を解決する仕組みとして社会協議会と連携していくところである。</p> <p>また、福祉避難所の物資のことであるが、今のところ民間協定施設に物資を配備する予定は無い。協定締結施設によっては、これら物資を備蓄するスペースが無いところもあり、災害時に必要な物品を一括管理としている。有事の際はこれらをお配りすることとなるものの、配送経路が使用できるかとの懸念もあることから、できる限り個別保管が望ましいところであり検討を行っているところでもある。</p> <p>最後に法人後見支援員制度は市が社会福祉協議会に後見制度についての相談や申立てに対する支援を業務委託しているものであり、後見人の要請講座を経て法人後見支援員になってくださった方の人数と、その後家庭裁判所から後見人として独り立ちをされた市民後見人の育成を行っているところである。</p>
	山 崎 委 員	<p>養成講座に参加してくれた方が実際に活動しているとのこと、一般的には後見人として個人で行うか、法人で行うかだが、社会福祉協議会という法人が後見人となるということか。それらの仕事を成年後見センターが行うとのことか。</p>
	事 務 局	<p>そのとおりである。</p>
	山 崎 委 員	<p>社会福祉協議会自体が後見人になるより、民間の後見団体などの後見監督など若しくは後見人の繋ぎ役を担って欲しい。社協が直接行うのはもったいないと思う。</p>
	事 務 局	<p>昨年度の分科会でも民間団体も育ってきていると伺っている中で、社協とどういった役割分担を行っていくのかなど、具体的なことを申し上げることは出来ないものの、担当である長寿支援課と話を進めていきたい。</p>
	大 久 保 委 員	<p>山崎委員の話は良く分かるものの、いきなり社協が監督という立場で出来るかという難しい、家庭裁判所に相談に行った結果、まずは法人後見を受け実績を積むよとの助言があり、社協が市民後見人の育成を行うといった経緯があった。今は成年後見センターで市民後見人の育成を行っておるところである。</p>

区 分	担 当	内 容
	森 下 委 員	資料の中で民生委員とあるが、正確に民生委員・児童委員と表記を行うように。 外国人が増えている、今後も減る事も無いであろう。避難所など彼らに福祉を教授できるような情報提供の方法を考えるように。町会など様々な手段を考えるように。
	安 藤 委 員	後見人によっては、被後見人や立会者に対する態度に差がある。後見人の活動に対して市の規定はないのか。
	事 務 局	個別案件については、把握しかねるため担当課である長寿支援課へ繋がせていただき話を伺う。
	大 久 保 委 員	職業後見人と市民後見人といった立場の後見人がいて、様々な方がいる中で、市民後見人の方が対象者に寄り添っているように感じるといったことを聞くこともあるが、職業後見人がどのようにするとそう感じるかなどは難しいものである。
	安 藤 委 員	家のあちこちから現金が見つかったことがあったが、立会書類などにサインを求められ応えたが、その後の経緯などの説明が無く、立会者への説明は必要ないかもしれないがどうなったのか不安に思う
	山 崎 委 員	後見人が裁判所へ管理する財産などを申し出るため立会を求めることがある。どの財産を管理するかなど後見人に委ねられる部分もある。手続きとしては後見人が管理する財産がどのくらいあるかを裁判所に届け出ているものと思われる。
	安 藤 委 員	後見人の管理財産の確認のための立会とのことか。
	山 崎 委 員	そうではないか。
	専 門 分 科 会 長	個別案件について相談があれば、事務局から長寿支援課へ繋がせていただく。
	小 山 委 員	避難所の件だが、一般的な避難所は一次避難所、二次的な福祉避難所は公的な14施設は周知されていると思うが、その他民間施設は周知されていないのか。
	事 務 局	公設の14施設についてはHPや川口市地域防災計画等にて既に周知を行っている。民間施設についてはHPにて公表を行って入るものの、二次的な福祉避難所に殺到してしまう懸念から、民間の福祉避難所については二次的な公的施設の福祉避難所でも専門的な機器などのケアが出来ない場合に、民間の福祉避難所として協力をいただく第三次的な取扱いと考えている。それ故、公的施設と民間の協定施設を同列で周知することが難しいと考えている。また、民間の福祉避難所施設は入所・通所施設など本来施設が保護しなければならない方がいらっしゃる施設であることから、マップや電話や住所の公表は行っていない。 しかしながら、周知の必要もあることからその方法など今後検討していくものである。

区 分	担 当	内 容
その他	大 谷 副 委 員	<p>情報提供として、先の後見人の件にも通ずることではあるが、4 連合町会と地区民協の協力の元地域で地域防災ネットワークを立ち上げた。ネットワークの中に地域で事業を行っているデイサービスなどに声をかけ震災時に協力いただくようネットワークを形成した。地域での温度差はあるものの進めている。</p> <p>また、民生委員連絡協議会では、地域版活動強化方策などの動きがあり、この活動は地域からボトムアップで行うことが前提、地域に対してどのような福祉の問題があるのか、どんなことから取り組むのか、地域毎に温度差もあるも取り組み始めている地区もある。川口の各民児協でも活動依頼しているところであり、地域で何分割化しなければ機能しないものの、民生委員の活動ではこういった動きもある。</p>
	大 久 保 委 員	<p>先の民生委員児童委員は598名とのことであった。計画書の配布先は民生委員560との差は主任児童委員が除かれているとのことか。</p>
	福 祉 総 務 課 長	<p>そのとおりである。増刷後に対応して参りたい。</p>
	渡 辺 委 員	<p>わかゆり学園などの障害者福祉施設、高齢者福祉施設では歯の健康も重要な指標のひとつであり、市では口腔保健センターの設置を検討されている中、地域で活動している歯科医も障害福祉専門分科会の委員として検討してみてもどうか。</p>
	事 務 局	<p>障害福祉専門分科会の所管課である障害福祉課に委員の検討を申し伝える。</p>
	専 門 分 科 会 長	<p>議題 2 については以上とし、その他として何かあるか。</p>
	事 務 局	<p>本分科会は年 2 回の開催を予定しており、第 2 回目を 1 月に予定している。開催の 2 ヶ月前に詳細について通知する。</p>
	専 門 分 科 会 長	<p>その他として何かあるか。無ければ進行を事務局に返す。</p>
事 務 局	<p>本日のご審議ありがとうございました。</p>	